

韓国における雇用保険制度と失業者支援政策の現状

金 明中

■ 要約

韓国では雇用のセーフティネットとして1995年から雇用保険制度（以下、雇用保険）が施行されているが、被保険者の対就業者比と対賃金労働者比は2011年現在それぞれ46.5%と63.8%であり、まだ雇用保険の恩恵が受けられない者が多い。また、求職給付の受給率やそして賃金代替率が低く、雇用のセーフティネットとして十分な役割をしていない状況である。

韓国政府の代表的な失業者支援政策として就業成功パッケージや希望リボンプロジェクトが挙げられる。また、ネイルベウムカード制（職業能力開発口座制）、HRD-Net、ワークネット、希望キウム通帳、ネイルキウム通帳なども失業者の労働市場進入を促進する制度として実施されている。

最近韓国では雇用のセーフティネットを広げるために失業給付の受給資格がない者のための「韓国型失業扶助制度」の導入が議論されている。また、政府は今後5年間で238万の雇用を創出し、雇用率をOECD平均の70%まで引き上げるという計画を発表した。最近は定年延長法の改正案が国会で成立され、300人以上の事業所の場合は2016年から、300人未満の事業所は2017年から60歳定年が義務化されることになった。

雇用創出を最大の国政課題の一つとして考えている朴槿恵政権が今後どのような雇用関連政策や失業者支援政策を行うかその動きが注目されることである。

■ キーワード

雇用保険、求職給付、賃金代替率、雇用安全網、失業者支援、就業成功パッケージ、希望リボンプロジェクト

I はじめに

韓国社会における若者の就職難や所得格差の拡大がますます深刻になっている。2011年現在の韓国の大卒就職率は54.5%に過ぎず、およそ大卒者2人のうち1人は就職ができないという状況に追い込まれている。大卒者の労働市場は供給過剰状態であり、さらに大卒者が就職を希望する企業や職種、そして地域には偏りがあり、そのため雇用のミスマッチが生じている。また、定年年齢も低くまだ働く能力が十分にある中高年齢者が労働市場から離脱する状況が続いている。それで、現在韓

国では労働市場に進入できなかった者や労働市場から離脱した者に雇用のセーフティネットをいかに提供するかが重要な課題になっている。

韓国では雇用のセーフティネットとして1995年から雇用保険制度（以下、雇用保険）が施行されているが、被保険者の対就業者比と対賃金労働者比は2011年現在それぞれ46.5%と63.8%であり、まだ雇用保険の恩恵が受けられない者が多い。また、求職給付¹⁾の受給率や賃金代替率が低く、雇用のセーフティネットとして十分な役割をしていない状況である。

韓国政府はワークフェア（workfare）政策を中心に、労働市場から離脱した者や働く貧困層がよ

り労働市場に参加できるように誘導しており、その代表的な制度が「就業成功パッケージ」や「希望リボンプロジェクト」、そして勤労奨励税制（EITC: Earned Income Tax Credit）である。

本稿ではまず韓国における最近の雇用動向を紹介してから、雇用のセーフティネットの役割を担っている雇用保険制度や求職給付の概要と現状を述べる。そして最後に韓国政府が実施している最近の主な失業者支援政策について紹介したい。

Ⅱ 韓国における雇用動向

2013年3月現在の生産可能人口及び労働力人口は、前年同月と比べてそれぞれ54.6万人（1.3%）と18.7万人（0.7%）増加した4,196.1万人と2,539.7万人である。労働力率は60.5%で前年同月と比べて0.4ポイント下落した。男女別には男性が72.5%で0.4ポイント下落し、女性は49.1%で0.3ポイント下落した²⁾。

就業者数は2010年1月以後継続的に増加し、2013年3月の就業者数は前年同月と比べて24.9万人増加した2,451.4万人であった（男性は1,433.9万人で44ヶ月連続増加、女性は1,017.6万人で26ヶ月連続増加）。年齢階級別就業者数は50代が21.3万人、60代が19.1万人増加した一方で、20代や30代はそれぞれ12.4万人や0.1万人が減少するなど、若者の就職難が続いていた。

対前年同月比の産業別就業者数は、「保健業及び社会福祉サービス業（14.7万人、10.7%）」、「製造業（12.4万人、3.1%）」、「事業施設管理及び事業支援サービス（9.3万人、8.5%）」、「協会及び団体・修理及びその他の個人サービス業（5.9万人、4.7%）」、「専門・科学及び技術サービス業（4.8万人、4.9%）」などで増加した反面、卸小売業（-8.9万人、-2.4%）、建設業（-5.1万人、-2.9%）、芸術・スポーツ・レジャー関連サービス業（-5.0万人、-12.0%）などでは減少した。

対前年同月比の従業上地位別就業者数の増減を見ると、賃金労働者は1,774.3万人で32.2万人増加（1.8%）し、そのうち常用労働者は61.1万人増加したことと比べて、臨時労働者は22.8万人（-4.6%）、日雇い労働者は6.1万人（-4.0%）が減少した。一方、非賃金労働者は677.1万人で7.3万人（-1.1%）減少し、そのうち自営業者は4.8万人（-0.8%）、無給家族従業者は2.5万人（-2.2%）減少した。

2013年3月の失業者数は88.3万人で前年同月と比べて6.2万人（-6.6%）減少した。性別には男性が53.4万人で同期間に4.2万人（-7.3%）減少し、女性は34.9万人で2万人（-5.4%）減少した。失業率は3.5%で前年同月の3.7%より0.2ポイント下落した。男女別には男性が3.6%、女性が3.3%で前年同月と比べてそれぞれ0.3ポイントと0.2ポイントが下落した。年齢階級別の失業率は、15～29歳の失業率が8.6%で、30～39歳の3.2%、40～49歳の2.3%、50～59歳の2.2%より高かった。

最近、韓国における労働市場の特徴の一つは55歳以上の人口増加や彼らの労働市場参加の増加により、労働市場の高齢化が進んでいることである。韓国の生産可能人口は2011年の4,105.2万人から2012年には4,158.2万人に53万人が増加しているが、年齢階級別の生産可能人口の増減数を見ると、29歳以下が7.2万人減少し、30～54歳が1.4万人増加したことに比べて55歳以上は58.8万人も増加し、生産可能人口の主な増加が55歳以上の増加によることが分かる。また、同期間における29歳以下の若年層の就業者数は3.6万人減少しているが、55歳以上の就業者数は38.9万人も増加した。

2番目の特徴は、賃金労働者のうち、低賃金労働者が増加していることである。「低賃金労働者」とは、賃金水準が平均賃金の3分の2未満の労働者を指しており、2012年3月には対前年同月比25.9万人も増加した。これは同時期の賃金労働者の増加数35.6万人の72.8%を占める数値である。その結果、全賃金労働者に占める低賃金労働者の割合

は常に20%を上回っている。

バクジンヒ他（2013）は、統計庁の「経済活動人口調査付加調査」を利用して分析を行い、55歳以上の就業者が増加している産業で低賃金労働者の割合が高く現れていると推計している。特に、低賃金労働者は55歳以上の就業者が増えた「卸小売業」、「宿泊及び飲食店」、「保健及び社会福祉サービス業」、「協会及び団体、修理及びその他の個人サービス業」で増加していることが分かる。

Ⅲ 韓国における雇用保険制度の現状

1. 雇用保険制度の概要

韓国における雇用保険制度は1979年の第2次オイルショックや政治的混乱によって1980年に失業率が急上昇すると、その導入が議論され始めた。その後、韓国政府は1993年12月に雇用保険法を制定し、1995年7月1日から同制度を施行している。

雇用保険制度の適用対象は、導入初期には失業給付が従業員数30人以上、雇用安定や職業能力開発が従業員数70人以上であったが、徐々に適用対象が拡大され、1998年からは一人以上の従業員を使用しているすべての事業所に適用されることになった（表1）³⁾。

1999年からは1ヶ月の労働時間が80時間以上の短時間労働者に対しても雇用保険制度が適用され始め、2000年からは公務員を除き、国家や地方団体に働く労働者も雇用保険制度の適用対象者とし

て含まれることになった。2001年には育児求職給付及び産前産後給付が新設され、2003年から1ヶ月の労働時間が60時間以上の労働者まで雇用保険が拡大・適用された。また、2004年からは日雇い労働者にも失業給付が適用されることになった。但し、次の場合にはその加入から除外される。

- 65歳以上の者（雇用安定事業、そして職業能力開発事業は適用対象）
- 1ヶ月の労働時間が60時間未満である短時間労働者（1週間の労働時間が15時間未満である短時間労働者を含む）
- 公務員（別定職（日本の特別職）、契約職公務員は2008年9月22日から任意加入が可能になった）
- 私立学校教職員年金法の適用者
- 別定郵便局（日本の特定郵便局）の職員
- 不法就労外国人労働者

2006年には雇用安定事業と職業能力開発事業が統合され、65歳以上の高齢者にも両事業が適用されることになった。また、同年から自営業者も雇用保険制度（雇用安定事業と職業能力開発事業）に任意加入することが可能になった。2008年には定年延長奨励金の新設され、2009年には低所得層に対する生計費の貸付も実施された。さらに2011年からは育児期の労働時間短縮給付制度が施行されることになった。韓国における雇用保険制度の

表1 雇用保険制度の適用対象の拡大

区分	適用対象						
	95.7.1	97.7.1	98.1.1	98.3.1	98.7.1	98.10.1	04.1.1
失業給付	30人以上	30人以上	10人以上	5人以上	5人以上	1人以上	1人以上
雇用安定・職業能力開発	70人以上	70人以上	50人以上	50人以上	5人以上	1人以上	1人以上
建設業の総工事金額 (単位：韓国ウォン)	40億	44億	34億	34億	3億4千万	3億4千万	2千万

出所：雇用労働部（2012）『2011雇用保険統計年報』

主な沿革は表2の通りである。

雇用保険制度の保険料率は、導入時の0.30%（失業給付事業、労使折半）、0.20%（雇用安定事業、事業主負担）、0.10%～0.50%（職業能力開発事業、事業主負担）から徐々に引き上げられ、現在は0.55%（失業給付事業）、0.25%～0.85%（雇用安定事業、職業能力開発事業）が適用されている（表3）。保険料の徴収は2010年までは労災保険の徴収業務を担当していた勤労福祉公団が担当していたが、2011年からは4大社会保険⁴⁾の徴収業務が健康保険公団に統合されたことにより、建設業

と伐木業を除いたすべての業種の保険料を健康保険公団で徴収することになった。

2. 雇用保険制度の構造

韓国における雇用保険制度は、大きく失業者の生計支援及び再就職を促進するための①失業給付事業、失業の予防や再就職の促進、そして雇用の安定のための②雇用安定事業、労働者の生涯における職業能力の開発を支援するための③職業能力開発事業、④母性保護及び仕事と家庭の両立支援事業に区分することができる（図1）。

表2 韓国における雇用保険制度の主な沿革

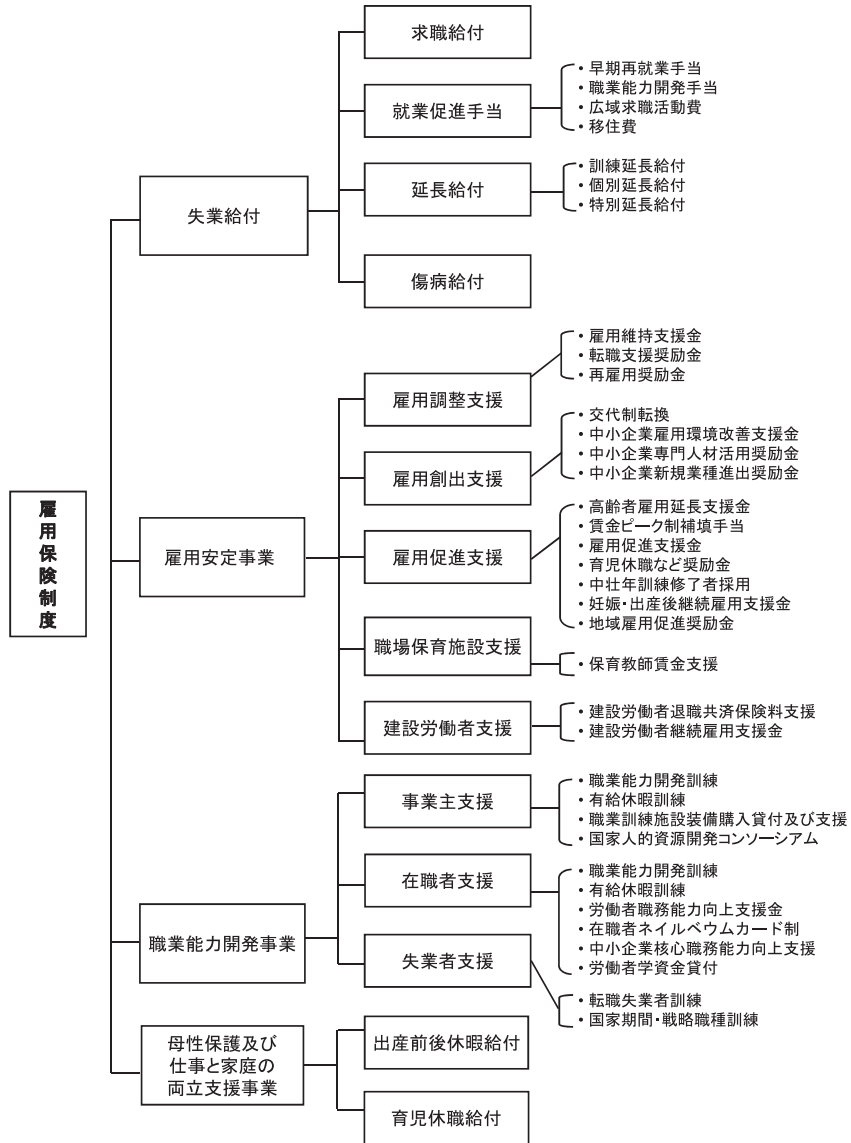
実施年	主な内容	実施年	主な内容	実施年	主な内容
1995年以前	雇用保険制度の導入のための議論	2000年	雇用保険の適用拡大→国家や地方団体に働く労働者（公務員は除外）	2006年	雇用安定事業・職業能力開発事業を統合・運営
1995年	雇用保険制度の施行	2001年	育児休職給付及び産前産後休暇給付を新設	2007年	育児休職給付の引き上げ（40万ウォン→50万ウォン）
1996年	失業給付（基本手当）をはじめ支給	2002年	育児休職給付額の引き上げ（20万ウォン→30万ウォン）	2008年	定年延長奨励金を新設、不正受給申告者への褒賞金を引上げ
1997年	採用奨励金、適応訓練支援金、再雇用奨励金を事業主に支給	2003年	1ヶ月の労働時間が60時間以上の短時間労働者まで拡大・適用	2009年	低所得階層に対する生計費の貸付を実施
1998年	従業員1人以上の事業所まで拡大・適用	2004年	日雇い労働者まで失業給付事業を適用、育児休職給付の引き上げ（30万ウォン→40万ウォン）	2010年	雇用保険の被保険者数1,000万人突破
1999年	1ヶ月の労働時間が80時間以上の短時間労働者まで拡大・適用	2005年	雇用・労災保険の保険料を一括徴収する保険料徴収法を制定	2011年	育児期の労働時間短縮給付制度を施行

出所：雇用労働部（2012）『2011雇用保険統計年報』を参考に筆者作成

表3 韓国における雇用保険制度の保険料率の動向

	～1998		1999.1～2002.12		2003.1～2005.12		2006.1～2011.3		2011.4～	
	労働者	事業主	労働者	事業主	労働者	事業主	労働者	事業主	労働者	事業主
失業給付（基本手当）	0.30	0.30	0.5	0.5	0.45	0.45	0.45	0.45	0.55	0.55
雇用安定		0.20		0.3		0.15	職業能力開発と同一			
職業能力開発	150人未満企業	-	0.10		0.1		-	0.25		0.25
	150人以上 （優先支援対象企業）	-	0.30		0.3		-	0.45		0.45
	150人以上～1000人未満企業 （優先支援対象企業除外）	-	0.50		0.5		-	0.65		0.65
	1000人以上企業及び国家、 地方自治団体が直接行う事業	-	0.50		0.7		-	0.85		0.85

出所：雇用労働部（2012）『2011雇用保険統計年報』



出所：雇用労働部（2012）『2011雇用保険統計年報』を参考に筆者作成

図1 韓国における雇用保険制度の仕組み

(1) 失業給付

まず、失業給付は、働く意志や能力があるにもかかわらず、職を失った労働者に一定期間の間、失業給付を支給することにより失業者の生活安定を図り、求職活動を容易にするための制度である。失業給付は、求職給付と就業促進手当、延長給付、傷病給付に区分することができる。求職給

付は、受給資格者の生活安定のために支給される給付で、日本の失業手当の基本手当に当たる。一方、就業促進手当は言葉通り、就業を促進させるために支給される手当であり、早期再就業手当、職業能力開発手当、広域求職活動費、移住費に区分される。延長給付は、所定給付日数分の求職給付の支給後も引き続き一定期間給付を行うことに

より、再就職を支援する制度であり、訓練延長給付、個別延長給付、特別延長給付が設けられている。傷病給付は、求職給付を受給している求職者が求職活動中、突然の疾病、負傷、出産により求職活動が難しく、失業の認定が認められない場合、求職者の生活安定のために求職給付の代わりに支給される給付である。

(2) 雇用安定事業

雇用安定事業は、大きく雇用創出支援事業、雇用調整支援事業、高齢者など雇用促進支援事業などに区別して運営されてきた。それぞれの事業内容は次の通りである。

雇用創出支援事業は、2004年10月から施行された事業で、中小企業の人材不足の解消や雇用創出を目的としており、中小企業勤労時間短縮支援金、交代制転換支援金、中小企業雇用環境改善支援金、中小企業専門人材活用奨励金が支給されている。

雇用調整支援事業は、雇用保険制度の導入時から実施されており、景気の変動、産業構造の変化などによる事業規模の縮小、廃業、事業転換によって、雇用調整が避けられない事業主が、労働者に対する休業、職業転換に必要な職業能力開発訓練、人材の再配置などを行ったり、その他の雇用安定のための措置を行った場合に事業主に必要な支援をする事業である。代表的な支援制度として雇用維持支援金と転職支援奨励金がある。まず、雇用維持支援金は、経営上の理由により構造調整が避けられない事業主が、勤労者を減らすことなく、臨時休業、訓練、労働時間の短縮、人材の再配置などの雇用維持措置を実施し、雇用を維持した場合、支給された賃金の2/3～3/4と訓練費を180日の範囲内（人材の再配置の場合は1年）で支給する制度である。また、転職支援奨励金は、経営上の理由による構造調整により離職を余儀なくされた（される）労働者や転職のための支援を実施する企業に対し、助成金を支給する制度であり、

所要費用の2/3～全額が12ヶ月限度内（一人当たり300万ウォンが限度）で支給される。

高齢者など雇用促進支援事業は、労働市場で就業が難しい者（例えば高齢者、障害者、女性世帯主、長期失業者など）の雇用を促進するために高齢者などを新しく雇用したり、雇用安定に必要な措置を行う事業主あるいは事業主が行う雇用安定措置に該当する労働者に必要な支援をする事業である。高齢者など雇用促進支援事業には高齢者雇用促進奨励金、新規雇用促進奨励金、地域雇用促進奨励金、育児求職奨励金、賃金ピーク制補填手当、代替人材採用奨励金、妊娠・出産後の継続雇用支援金がある。

その他の雇用促進支援事業としては、雇用管理診断支援、長期失業者など創業促進支援、高齢者ニュースタートプログラム支援、高齢者など雇用環境改善支援、職場保育施設設置・運営費支援、建設労働者雇用安定支援金支援が実施されている。

(3) 職業能力開発事業

職業能力開発事業は、企業あるいは労働者自らが職業能力を開発できるように支援する在職者訓練と転職者・失業者の再就業を促進し、労働移動が円滑にできるように支援する失業者訓練に区分できる。事業所に対する支援制度は、雇用保険制度に加入している事業主が在職労働者を対象に職業能力開発訓練を行う時に発生する費用を支援する仕組みで、職業能力開発訓練、有給休暇訓練、職業訓練施設設備購入貸付及び支援、国家的資源開発コンソーシアム⁵⁾を事業所が行った場合、支援金が支給される。また、在職労働者に対する支援制度としては職業能力開発訓練、有給休暇訓練、勤労者職務能力向上支援金、在職者ネイル⁶⁾ベウム⁷⁾カード制、中小企業核心職務能力向上支援、勤労者学資金貸付が行われている。一方、失業者に対する支援制度としては転職失業者訓練や

国家機関・戦略職種訓練がある。

(4) 母性保護及び仕事と家庭の両立支援

母性保護及び仕事と家庭の両立支援は、妊娠や出産による労働市場からの離脱を防ぎ、仕事と家庭の両立に対する支援を拡大するための制度であり、その一環として2001年に出産前後休暇や育児求職給付が導入された。出産前後休暇の実施により、雇用保険制度に180日以上加入した被保険者が勤労基準法による出産前後休暇を利用する場合、優先支援対象企業は90日分が、大手企業は30日分⁸⁾が出産前後休暇給付⁹⁾として雇用保険から支給される¹⁰⁾。また、育児求職給付は満6歳以下の子どもを養育する働くママの育児休業中の生活をサポートするための制度で、子どもが6歳以下であればいつでも1ヶ月から1年までの期間内で育児休業を取得することができる。育児求職給付の支給額は、原則として休業開始時の毎月賃金の40%が支給され、給付の15%は、職場に復帰してから6ヶ月後に合算し一時金として支給される¹¹⁾。これは育児休業の直後に離職することを防止するための措置である。

3. 雇用保険制度の現状

韓国における雇用保険の被保険者数や適用事業所数は引き続き増加しているところである。2011年12月末現在の雇用保険の被保険者数は、1,067.5万人で前年同月と比べて5.4%も増加した。被保険者の男女割合は男性が2010年より0.8%ポイン

ト減少した61.5%であることに比べて、女性は0.8%ポイント上昇した38.5%で、最近では女性被保険者の増加が目立っている。

一方、同時点における雇用保険の適用事業所数は、150.8万事業所で前年同月と比べて7.2%が増加した。事業所規模別には5人未満の事業所が71.9%で最も多い一方、300~999人、1000人未満の事業所の割合は0.2%と0.1%に過ぎなかった。産業別には建設業が24.0%で最も高い割合を占め、次に卸小売業(19.2%)、製造業(16.3%)の順であった。

雇用保険支出額の事業別割合は、「失業給付事業」が67.7%で最も高く、次に「職業能力開発事業(17.7%)」、「母性保護事業(9.7%)」、「雇用安定事業(4.9%)」の順であったが、「母性保護事業」を除き、三つの事業における受給者数や支出額は2010年より減少した。失業給付の支出額を項目別に見ると、日本の失業給付(基本手当)に当たる「求職給付」への支出額が93.7%で最も多かった。

失業給付の受給資格認定者を男女別に見ると、男性が53.6%で、女性の46.4%より高く現れた。また、年齢階級別には30代の割合が26.0%で最も高く、次に50代(23.4%)、40代(22.6%)の順であった。

産業別の失業給付受給資格認定者の割合は「製造業」が17.8%で最も高く、次に「建設業(17.1%)」、「事業施設管理及び事業支援サービス業(9.8%)」、「卸小売業(9.7%)」の順であった。

失業給付の受給資格認定者のうち、非自発的理

表4 求職給付の所定給付日数

	1999年12月31日まで					2000年1月1日以後				
	被保険者期間					被保険者期間				
	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満	60	60	90	120	150	90	90	120	150	180
30歳以上~50歳未満	60	90	120	150	180	90	120	150	180	210
50歳以上、障害者	60	120	150	180	210	90	150	180	210	240

出所：雇用労働部(2012)『2011雇用保険統計年報』

由により失業した者の割合は、2010年に86.0%で2010年より1.3%ポイント上昇した。一方、自発的理由により失業した者の割合は、2.0%で前年と同一であった（その他12.0%）¹²⁾。

失業給付受給資格申請者が離職後に失業給付を申請するまでの平均所要時間は、30.8日で、離職してから1ヶ月以内に申請する者の割合は67.0%、2ヶ月以内に申請する者の割合は86.8%であった。

4. 求職給付の現状

求職給付は、失業給付のうち、最も基本的で重要な給付であり、被保険者の失業期間中の生活安定を支援するために支給する現金給付である。求職給付を受給するためには離職する前の雇用保険適用事業所で基準期間18ヶ月のうち、通算被保険者期間が180日以上であること、働く意思や能力があるにも関わらず、職に就いていないこと、受給資格の資格要件を満たしていること、再就業のために積極的に努力していることが前提条件となっている。

韓国では長期間の賃金滞納や休業などの正当な理由がある場合を除き、転職や開業などのために自ら職場をやめる「自発的失業」に対しては特別

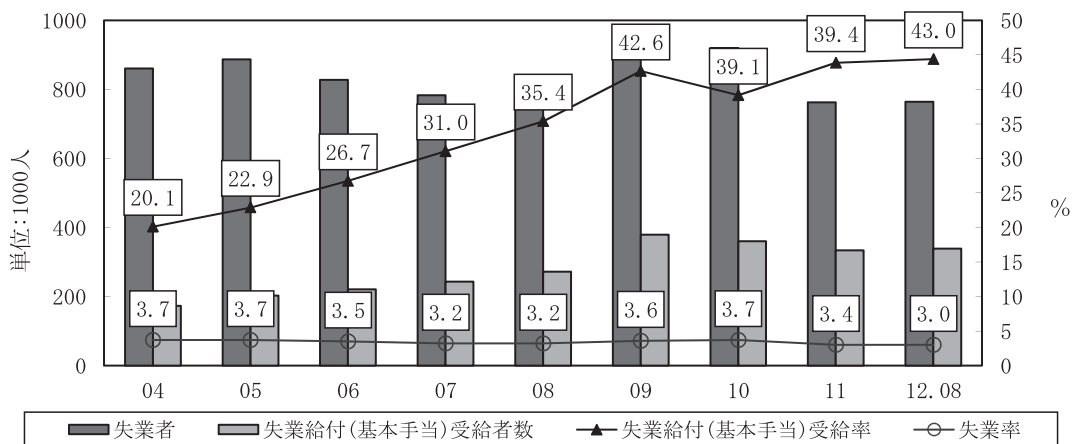
な事情がある場合を除いて失業手当が支給されない。

求職給付の所定給付日数は、年齢と被保険者期間によって異なり、制度の導入当時には30日～210日であったのが、1998年3月1日からは60日～210日に、さらに2000年1月1日からは90日～240日までに拡大された（表4）。

求職給付を受給するためには1～4週ごとに1回ずつ公共職業安定所¹³⁾に出席し、失業の認定を受ける必要があり、求職給付は認定された失業日数に対して支給される。求職給付は、離職者の「賃金日額¹⁴⁾」に基づいて「求職給付日額」を算定している。「求職給付日額」は、原則的に賃金日額に100分の50をかけた金額で上限額は4万ウォン、下限額は最低賃金の90%が設定されている。

韓国における求職給付は、先進国と比べて相対的に賃金代替率や受給率が低く、失業給付の寛大性が最も低い国として分類される¹⁵⁾。失業給付の受給率は1年間の失業給付の受給者総数を失業者総数で割って計算する。雇用保険制度の導入初期である1997年には1.8%に過ぎなかった受給率は、2012年8月には43.0%まで上昇した（図2）。

なぜ韓国の受給率は他の先進国と比べて低いのか



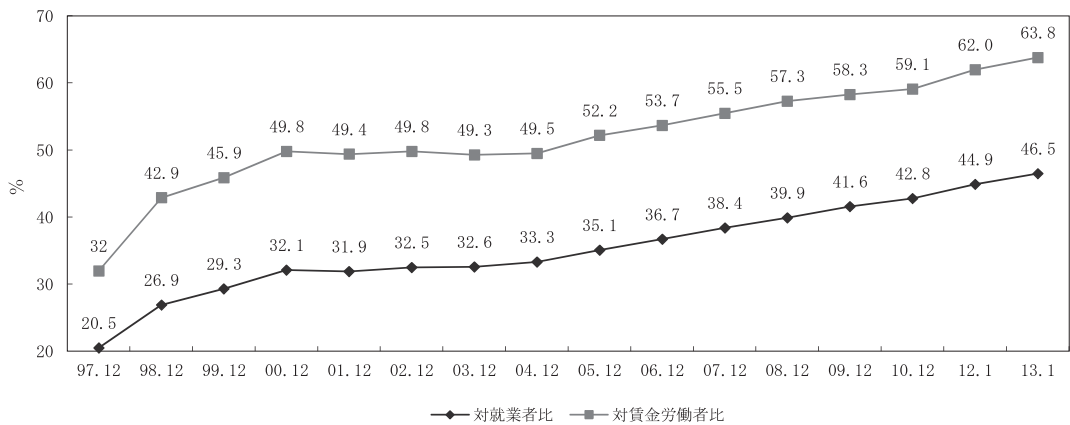
出所：雇用労働部（2012）『2011雇用保険統計年報』、韓国雇用情報院（2013）「雇用動向ブリーフ」2012年9月号より筆者作成

図2 失業者と求職給付受給率の動向

だろうか。韓国雇用労働部はその原因として次の三点を挙げている。まず、一番目の原因は、すでに言及した通り全就業者に占める被保険者の割合が低いことである。2013年1月現在における対就業者比被保険者の割合は46.5%にすぎない。その原因として2012年8月現在、全就業者の33.3%を占めている非正規労働者に対する雇用管理が円滑に行われておらず、特に低賃金、臨時労働者の加入率が低いことが挙げられる。統計庁(2012)による2012年8月時点の雇用保険の加入率は、正規職が78.9%であることに比べて、非正規職は43.3

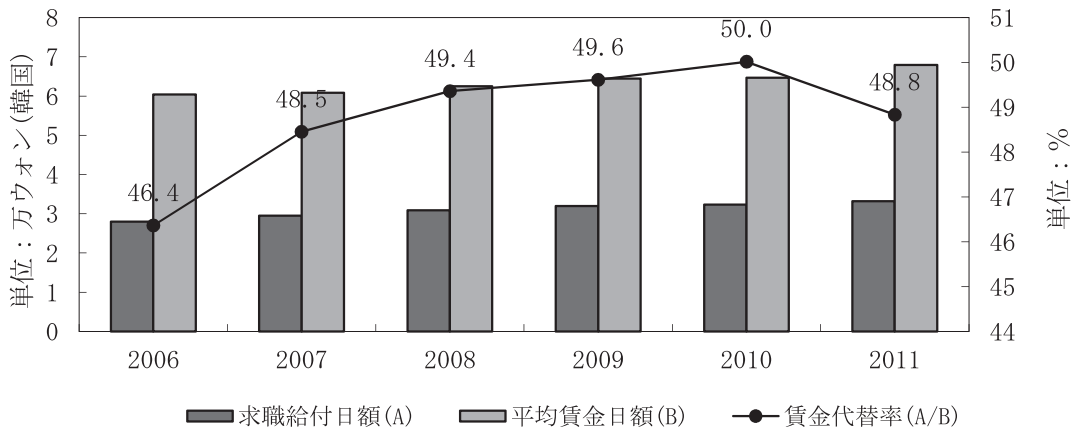
%に過ぎず正規職の加入率が非正規職より大きく高かった。さらに非典型労働者や時間制労働者¹⁶⁾の加入率はそれぞれ29.9%と15.0%で低かった。

また、被保険者の対賃金労働者比も1997年の32.0%から、2013年1月には2倍弱の63.8%まで上昇しているが、賃金労働者の3割以上がいまだに多様な理由で雇用保険制度に加入していない(図3)。ユギョンジュン(2013)は、労使の雇用保険制度に対する認識が足りないことや零細事業所や脆弱階層の労働者が保険料に対して負担を感じていることをその原因として挙げている。また、雇



出所：雇用労働部(2012)『2011雇用保険統計年報』、韓国雇用情報院(2013)「雇用動向ブリーフ」2013年3月号より筆者作成

図3 被保険者の割合の動向



出所：雇用労働部(2012)『2011雇用保険統計年報』より筆者作成

図4 失業給付受給資格認定者の賃金代替率の動向

用保険制度の問題点を改善するために1ヶ月の労働時間が60時間未満である短時間労働者に雇用保険を適用することや自営業者や低所得層に対して就業成功パッケージを拡大・実施することを提案している。

被保険者の割合が低い二番目の理由として、失業給付の審査基準が他の国と比べて厳しいことが挙げられる。特に離職理由に対する審査基準が厳しく、正当な理由がない自発的離職や懲戒解雇である場合には失業給付を受け取ることができない。

そして、三番目の理由は、年齢及び被保険期間により失業給付の受給期間が異なり、給付日数が短いことが挙げられる。韓国の雇用保険の給付日数は2000年に90日から240日まで拡大された以後、13年間変わっていない。

次は求職給付の賃金代替率を見てみよう。求職給付の賃金代替率（以下、賃金代替率）とは、求職給付が失業者の生活の安定のためにどのぐら

い支給されているのかを判断する指標であり、平均賃金日額に対する求職給付日額の割合である。2011年の平均求職給付日額33,186円や平均賃金額67,955円を用いて求めた2011年の賃金代替率は48.8%で、2010年の50.0%と比べて少し減少した（図4）。

韓国の求職給付の法定賃金代替率は離職前の平均賃金の50%であり、求職給付日額には上限額と下限額が定められている。つまり、賃金日額の50%水準が上限額（1日4万ウォン）より高い場合は、上限額が支給され、一方、下限額（最低賃金の90%）より低い場合には下限額が支給される。その結果、平均賃金日額が高い産業である程、求職給付日額の上限額の適用を受けることになり、賃金代替率は低くなる。

例えば、表5は産業別賃金代替率を示しているが、平均賃金月額が相対的に低い「公共行政・国防及び社会保障行政（73.9%）」、「事業施設管理及び事業支援サービス業（60.5%）」、「宿泊及び

表5 産業別賃金代替率

	平均求職給付日額(A)	平均賃金日額(B)	賃金代替率(A/B)
全産業平均	33,503	69,686	48.1
農林水産業	32,757	83,619	39.2
鉱業	37,183	102,833	36.2
製造業	34,612	79,760	43.4
電気・ガス・蒸気・水道事業	35,577	156,450	22.7
下水・廃棄物処理・原料再生及び環境復元業	33,918	72,620	46.7
建設業	35,099	82,948	42.3
卸小売業	33,511	69,436	48.3
運輸業	35,372	93,554	37.8
宿泊及び飲食業	32,323	54,171	59.7
出版・映像・放送通信及び情報サービス業	35,070	89,218	39.3
金融及び保険業	35,352	128,327	27.5
不動産業及び賃貸業	32,894	63,606	51.7
専門科学及び技術サービス業	34,336	77,926	44.1
事業施設管理及び事業支援サービス業	31,898	52,723	60.5
公共行政・国防及び社会保障行政	31,177	42,190	73.9
教育サービス業	33,070	59,923	55.2
保健業及び社会福祉サービス業	32,183	54,161	59.4
芸術・スポーツ及びレジャー関連サービス業	32,686	62,351	52.4
協会及び団体、修理及びその他の個人サービス業	32,922	61,695	53.4
その他の産業	32,598	50,370	64.7

出所：雇用労働部（2012）『2011雇用保険統計年報』

飲食業（59.7%）」で賃金代替率が高く、平均賃金月額が相対的に高い「電気・ガス・蒸気・水道事業（22.7%）」、「金融及び保険業（27.5%）」、「鉱業（36.2%）」で賃金代替率が低いことが確認できる。

事業所規模別には、従業員の数が多い事業所程、賃金代替率が低くなる傾向が強かった。例えば、従業員数5人未満や5～9人の事業所の場合、賃金代替率が60.5%と51.0%であったことに比べて、従業員数500～999人や1000人以上の事業所の賃金代替率は41.4%と37.8%で最も低かった。

IV 韓国政府の失業者支援政策

本節では最近韓国で実施されている失業者支援政策のうち、比較的評価が高かったと言える「就業成功パッケージ」を中心に韓国の失業者支援政策を紹介する。

1. 就業成功パッケージ

(1) 就業成功パッケージの導入過程

1997年のアジア経済危機以後、韓国社会は労働力の非正規化が進み、中間層が減るなど格差や貧困が拡大されることになった。また、グローバル化の影響を受け大企業の工場が海外に移転することによる「雇用なき成長」が現れ始めた。製造業の雇用減少を相殺する程サービス産業は発展せず、雇用不安を抱える者と低賃金労働者が増加し始めた。また、労働力の非正規化が拡大されることにより働く貧困層も増加することになった。

韓国政府は、2000年に「国民基礎生活保障制度（以下、基礎生活保障）」を導入するとともに、基礎生活保障の受給者のうち、働く能力がある受給者の就業促進とモラル・ハザードを防止する目的で「自活支援事業」を実施した。既存の自活支援事業は、勤労能力がある低所得層（受給者及び次上位階層等）が自ら自活できるように支援する制度であり、金大中政権時における「生産的福祉」の重要な事業である。自活支援事業は、基礎生活保障を制定することにより勤労貧困層に対する所得保障は強化されたが、それにより福祉への依存度やモラル・ハザードの問題が深刻になることを予防するために制度化されたワークフェア政策の一種であると言える。しかしながら自活支援事業は、事業推進体系の不安定性、初期相談及び専門職業相談の機能不全、就業斡旋のための支援体系の不足、職業訓練プログラムの需要不足、創業支援プログラムの実績低迷等が問題点として指摘され、数回にわたって改正の必要性が要求されてきた。また、雇用保険未加入者、求職給付の受給期間終了者、自発的離職者、新規失業者、零細自営業者など雇用保険制度と国民基礎生活保障制度の自活事業ではカバーできない死角地帯が存在しており、彼らに対する対策が必要になった。

従って、韓国政府は、就業活動が進まずに苦しんでいる求職者を対象に求職意欲の強化と就業計画の作成、能力及び職場での適応力の増進、集中就業斡旋に至る体系的な個人別総合就業支援サービスを提供し、雇用可能性を高めて就業や創業を促進する目的で、2009年12月から「就業成功パッ

表6 世帯員数別の健康保険料の賦課限度額（月）：次次上位階層

単位：韓国ウォン

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	
2013年最低生活費	572,168	974,231	1,260,315	1,546,399	1,832,482	2,118,566	
150%	所得	858,252	1,461,347	1,890,473	2,319,599	2,748,723	3,177,849
	保険料	25,276	43,037	55,674	68,312	80,950	93,588

注：1) 7人以上世帯の最低生活費は1人が増加する毎に286,084ウォンずつ増加

2) 次次上位階層とは、世帯の所得水準が最低生活費の150%以下である潜在貧困層

出所：雇用労働部就業成功パッケージホームページ

ケース事業（以下、就業成功パッケージ）」を実施することになった。

(2) 就業成功パッケージの概要

① 就業成功パッケージの参加対象

就業成功パッケージは、貧困世帯の就業や転職希望者に対する統合的な雇用支援サービス政策である。就業成功パッケージの参加対象は、就業成功パッケージⅠと就業成功パッケージⅡに区分される。

(a) 就業成功パッケージⅠの参加対象（満18～64歳）

- 基礎生活保障の受給者のうち、条件付き受給者（自活支援事業への参加を前提に基礎生活保障の生計給付を受給している受給者）
- 世帯単位の所得認定額が最低生活費の120%以下である世帯（次上位階層¹⁷⁾）、150%以下である世帯（次次上位階層）の構成員（所得認定額が最低生活費の150%以下であるかどうかは世帯員数別の健康保険料の納入額により確認、表6）
- ホームレス、脱北者、出所（予定）者、女性世帯主¹⁸⁾、零細自営業者（年間売上が8千万ウォン未満である事業主）、障がい者、結婚による移民者、建設現場の日雇い職¹⁹⁾、FTAによる失業者²⁰⁾等の脆弱階層は所得水準と関係なく参加が可能。

(b) 就業成功パッケージⅡの参加対象（青壮年層）

○青年層

- 高卒以下の卒業者のうち、非進学未就業青年

- 大学（短大を含む）卒業以後6ヶ月以上経過した者のうち、未就業者
- 最近2年間に教育や訓練を受けておらず、働いてもないニート
- 零細自営業者（年間売上が8千万ウォン以上1億5千万ウォン未満の者）

○中壮年層（表7）

- 中壮年層の場合は、満30～64歳で世帯収入が最低生活費の250%以下である世帯の世帯員で次の条件の一つに該当する者
 - ・ 失業給付の受給が終わった未就業者
 - ・ 雇用保険への加入経歴はあるが、受給要件を満たしていない未就業者
 - ・ 雇用保険への加入経歴もなく、申込日を基準に6ヶ月以上継続して失職状態にある者
 - ・ 零細自営業者（年間売上が8千万ウォン以上1億5千万ウォン未満の者）

② 段階別主な内容

「就業成功パッケージ」事業は、最長1年という期間内で支援対象者に段階別・統合的な就業支援プログラムを提供することになっている。

- (a) 1段階（診断・経路設定）：個人別就業活動計画を作成する1段階では、集中相談及び職業心理検査などを通じて、個人の就業能力、求職意欲及び適性などを正確に診断し、これに基づいて個人別就業支援経路を設定する。
- (b) 2段階（意欲・能力増進）：支援対象者の実質的な就業能力の高揚を目的とする2段階で

表7 世帯員数別の健康保険料の賦課限度額（月）：中壮年層

単位：韓国ウォン

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	
最低生活費（A）	572,168	974,231	1,260,315	1,546,399	1,832,482	2,118,566	
150%	所得認定額 (B=A×2.5)	1,430,420	2,435,578	3,150,788	3,865,998	4,581,205	5,296,415
	保険料 (B×0.02945)	54,764	93,246	120,628	148,010	175,391	202,773

出所：雇用労働部就業成功パッケージホームページ

は個人別就業活動計画を作成した次の日から個人別就業活動計画に基づいて集団相談、職業訓練、仕事経験支援プログラム（短期的な仕事）の提供、創業支援など個人の能力を増進させるための細部プログラムを実施する。

- (c) 3段階（集中就業斡旋）：原則的に3ヶ月という期間の間に同行面接を実施するなど支援対象者の労働市場参加の促進のための積極的で実質的な就業斡旋を行う。

③ 手当（表8）

- (a) 参加手当：「就業成功パッケージ」事業の1段階過程を修了した者に参加手当を支給する。食費及び交通費という概念の手当。
- (b) 訓練参加支援手当：2段階プログラムへの参加者のうち、職業訓練及び創業教育の参加者に1ヶ月最大40万ウォン（訓練参加支援手当28.4万ウォン+訓練奨励金11.6万ウォン）まで支給する。生計支援という概念の手当。
- (c) 就業成功手当：「就業成功パッケージ」事業の参加者であり、同事業を通じて就業及び創業に成功した者に対して一定の条件を前提に就業インセンティブとして就業成功手当を支給する（最大100万ウォン）。成果インセンティブという概念の手当。

④ 就業支援の終了・中断・猶予・移管

- (a) 就業支援の終了
 - 「就業成功パッケージ」事業の1～3段階に参

加している間に就業あるいは創業をした場合
- 最初の相談日を基準に原則的に1年という就業支援期間が満了した場合

- (b) 就業支援の中断
 - 支援対象者の条件を満たしていない場合
 - 職業心理検査や就業支援計画の作成に非協力的である場合
 - 細部就業支援プログラムに正当な理由なしで参加しなかった場合
 - 就業斡旋を正当な理由なしで3回以上拒否するなど積極的な求職意志がない場合
 - 入隊、6ヶ月以上の長期間の海外滞在により就業支援プログラムへの参加が現実的に難しいと判断される場合
 - 形式的にプログラムへ参加するなど就業支援に意味がないと判断される場合
 - 2段階、3段階のプログラムに参加している間に求職活動の内容を確認するために4週ごとにセンターを訪問する義務を正当な理由なしで履行しなかった場合
 - 他の機関で支援する職業訓練などの就業支援サービスプログラムに参加している場合
- ※就業支援が中断された者は、中断された日から1年間プログラムへの参加が制限される。
- (c) 就業支援の猶予
 - 本人及び世帯員の疾病及び負傷等で一定期間の間にプログラムへの参加が難しい場合には一定期間就業支援を猶予する。
 - 猶予期間は最大6ヶ月まで許容するが、本人の妊娠・出産が理由である場合には最大8ヶ

表8 就業成功パッケージの段階別手当

段階	手当		
	1段階	2段階	3段階
金額	集団相談への参加：20万ウォン支給	職業訓練への参加：月最大40万ウォン（訓練参加支援手当28.4万ウォン+訓練奨励金11.6万ウォン）	就業に成功した以後、持続期間により1ヵ月 20万ウォン,3ヵ月 30万ウォン,6ヵ月 50万ウォン,合計 最大 100万ウォンを支給

出所：雇用労働部就業成功パッケージホームページ

月まで延長できる。

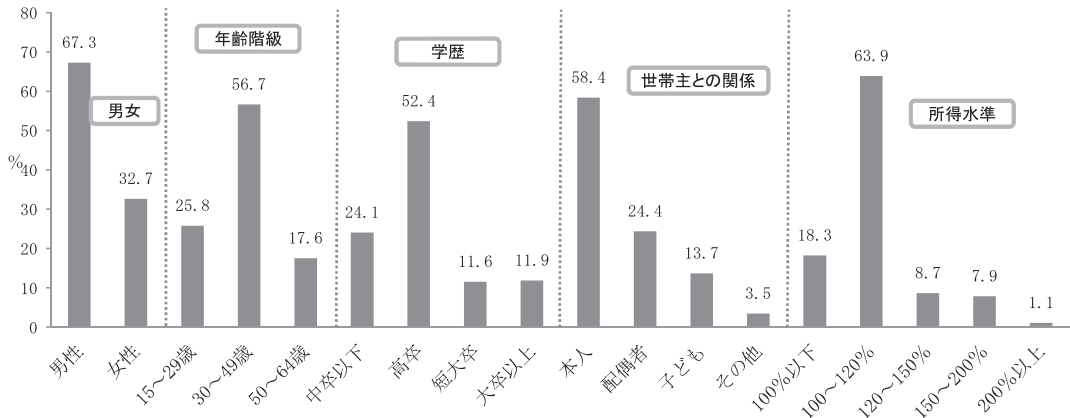
(d) 就業支援の移管

- 就業成功パッケージ事業への参加者が居住地を変更した場合、新しい居住地の雇用センターから継続的に就業支援が受けられる。

(3) 就業成功パッケージ事業の実施状況や成果
就業成功パッケージ事業の参加者数は、2009年

の9,916人から2010年25,716人、2011年41,518人、2012年7月までが35,354人で、継続して増加している傾向である。

2011年における申請者の特徴を見ると、女性が67.3%で男性の32.7%を大きく上回った。年齢階級別には30～49歳が56.7%で最も高く、次に15～29歳（25.8%）、50～64歳（17.6%）の順であった。申請者と世帯主との関係を見ると、世帯主本人の



出所：韓神大校産学協力団（2012）「就業成功パッケージ成果分析及び改善方案」2012年12月15日、26頁を参考に筆者作成

図5 就業成功パッケージの参加者の特性

表9 参加類型別就業能力評価等級（2011年、%、人）

単位：%、人

	構成比					参加者数				
	A等級	B等級	C等級	D等級	合計	A等級	B等級	C等級	D等級	合計
合計	35.9	27.0	27.2	9.9	100.0	31,549	23,737	23,870	8,710	87,866
当然対象者（依頼者）	66.4	16.8	12.5	4.3	100.0	10,514	2,661	1,983	679	15,837
確認対象者（次次上位）	17.1	32.7	35.9	14.3	100.0	8,570	16,376	17,953	7,137	50,036
給付基礎賃金日額5万ウォン以下	0.8	0.9	92.7	5.5	100.0	13	14	1,427	85	1,539
脱北者	65.0	14.8	14.5	5.7	100.0	251	57	56	22	386
結婚による移民者	64.1	20.9	12.4	2.6	100.0	4,319	1,409	838	177	6,743
出所（予定）者	85.0	11.8	3.2	0.0	100.0	4,660	646	178	1	5,485
ホームレス	94.4	2.3	1.7	1.7	100.0	167	4	3	3	177
信用回復支援者	58.3	24.4	11.6	5.8	100.0	969	405	192	96	1,662
危機青少年	88.0	8.7	1.7	1.6	100.0	1,033	102	20	19	1,174
非住宅居住者	60.9	27.8	10.4	0.9	100.0	70	32	12	1	115
建設日雇い職	28.3	50.3	21.1	0.3	100.0	430	764	320	5	1,519
女性世帯主	20.6	42.4	22.3	14.6	100.0	441	907	477	313	2,138
零細自営業者	10.6	34.2	38.9	16.2	100.0	112	360	410	171	1,053

注：1) 欠損値を除く

2) A等級：就業能力が非常に低い、B等級：就業能力が低い、C等級：就業能力が普通、D等級：就業能力が高い
出所：韓神大校産学協力団（2012）「就業成功パッケージ成果分析及び改善方案」2012年12月15日、35頁を再集計

割合は2009年の69.7%から2011年には58.4%に大きく減少したことに比べて、配偶者や子どもの割合はそれぞれ17.6%と10.3%から24.4%と13.7%に増加した。学歴別には高卒者が52.4%で最も多かった(図5)。

健康保険料の納付額を基準に計算した世帯所得水準別申請者の割合は、所得水準が最低生活費の100~120%である次上位階層が63.9%で最も高く、次に100%以下(18.3%)、120~150%(8.7%)の順であった。基礎生活保護や失業給付の受給者割合は2009年の72.3%や7.2%から2011年には20.1%や3.4%に減少した。

表9は、就業成功パッケージ参加者の2011年における参加類型別就業能力評価等級を示している。全体的にはA等級(就業能力が非常に低い)が35.9%で最も高く、B等級(就業能力が低い)が27.0%、C等級(就業能力が普通)が27.2%、D等級(就業能力が高い)が9.9%であり、同プログラムには相対的に就業能力が低い者がより参加していることが分かった。世帯所得水準別には、所得水準が最低生計費の100%以下が26.1%で最も高く、150~200%が11.7%で最も低かった。

参加者の中途脱落率は2009年の30.0%から2011

年には16.5%まで低下した。2011年の中途脱落率を男女別に見ると、男性が17.6%で女性の16.0%より少し高かった。年齢階級別には15~29歳が24.3%で最も高い反面、50~64歳は10.6%で最も低かった。学歴別には中卒以下が13.1%で最も高く、世帯主との関係は世帯主の子供が20.0%で最も高いという結果となった。所得水準別には男性、15~29歳年齢階級、中卒以下、世帯主の子ども、最低生活費の100%以下の所得階層、失業給付未受給者、地域健康保険加入者、危機青少年の方で相対的に高く現れた。

参加者が参加するプログラムは、職業訓練が66.2%で最も高く、次に「集団相談(26.7%)」、「短期就業特講(5.2%)」の順であった。但し、「給付基礎賃金額5万円以下」の参加者の場合は、「集団相談」プログラムへの参加率が75.0%で他のプログラムより高く表れた(表10)。

就業成功パッケージのデータベースによる就業率は、平均62.3%で、男女別には男性62.1%、女性62.4%で大きな差はなかった。年齢階級別には20代が58.4%、30代が63.2%、40代が64.1%で、40代までは就業率が高くなり、50代からは就業率が低下した(50代62.1%、60代以上62.5%)。また、

表10 参加類型別参加プログラム(2011年、%、人)

単位：%、人

	構成比							参加者数						
	集団 相談	職業 訓練	踏み石 仕事	短期就 業特講	その他	社会福祉 サービス 連携	合計	集団 相談	職業 訓練	踏み石 仕事	短期就 業特講	その他	社会福祉 サービス 連携	合計
合計	26.7	66.2	1.2	5.2	0.5	0.2	100.0	9967	24729	455	1935	196	63	37345
当然対象者(依頼者)	24.8	66.5	0.7	7.2	0.5	0.3	100.0	1946	5227	55	566	38	27	7859
確認対象者(次次上位)	27.6	65.5	1.4	5.3	0.1	0.1	100.0	6315	15016	314	1212	33	24	22914
給付基礎賃金額5万円以下	75.0	19.3	0.2	5.5	0.0	0.0	100.0	493	127	1	36	0	0	657
脱北者	18.7	79.1	0.7	0.7	0.7	0.0	100.0	26	110	1	1	1	0	139
結婚による移民者	21.3	74.3	2.1	2.1	0.2	0.0	100.0	650	2269	63	64	6	1	3053
出所(予定)者	33.6	60.0	0.2	2.1	1.7	2.4	100.0	142	253	1	9	7	10	422
ホームレス	16.3	81.4	2.3	0.0	0.0	0.0	100.0	7	35	1	0	0	0	43
信用回復支援者	16.8	78.8	0.7	3.8	0.0	0.0	100.0	76	357	3	17	0	0	453
危機青少年	24.9	72.9	0.6	1.2	0.0	0.3	100.0	82	240	2	4	0	1	329
非住宅居住者	35.7	57.1	0.0	7.1	0.0	0.0	100.0	5	8	0	1	0	0	14
建設日雇い職	13.1	50.0	0.0	1.0	35.9	0.0	100.0	40	153	0	3	110	0	306
女性世帯主	14.0	82.4	1.5	2.2	0.0	0.0	100.0	103	608	11	16	0	0	738
零細自営業者	15.9	81.6	0.8	1.5	0.3	0.0	100.0	63	323	3	6	1	0	396

注：欠損値を除く

出所：韓神大産学協力団(2012)「就業成功パッケージ成果分析及び改善方案」2012年12月15日、35頁を再集計

失業給付を受給した経験がある者の就業率は73.8%で、受給経験がない者の59.5%より高く表れた。また、就業成功パッケージの効果を分析によると、就業成功パッケージを申請してから1年6ヶ月が経過した参加者の就業確率は約62%で、比較対象である就業成功パッケージの未選定者の就業確率54%より8%ポイントも高いという結果が出た。

2. 希望リボンプロジェクト事業

(1) 希望リボンプロジェクト事業の主な内容

希望リボンプロジェクト事業（以下、希望リボンプロジェクト）は、低所得・就業弱者層の就業や創業支援及び受給からの脱却率を高めることを目標に2009年からモデル事業を始め、現在に至っている。同事業は1対1の個別サービスを提供するプロジェクトで、実施機関には事業成果によって予算が支援される。希望リボンプロジェクトは、「新しく生まれた（Re-born）あなたを応援します」という意味を持つ福祉や雇用連携の成果中心型自活モデル事業で、2009年に京畿と釜山地域で2,000人を対象にスタートした。その後2010年には全羅北道と仁川が、そして2011年には光州、大丘、江原道が追加的に加わって7つの地域で4,000人を対象に実施されてきた。さらに2013年からは今までの成果が評価され実施地域が全国に拡大されることになった。

希望リボンプロジェクトを主管する保健福祉部は、年間計画を作成し、指針の適用状況や事業運営の適切性に対する解釈、モニタリング及び評価を担当しており、自治体は担当機関の選定及び実

施状況の点検、担当機関の事業運営に対する指導・点検への責任を持つ。

希望リボンプロジェクトの主な参加対象は、国民基礎生活保障法施行令第7条の勤労能力がある国民基礎生活保障制度の受給者で、就業敵性検査の評価点数が70点未満である者、所得認定額が最低生活費の120%以下である者である。勤労能力や自活欲求が十分ではない者あるいは家族の介護を担当している者等、家庭の事情によりすぐ就職することは困難であるが、ケースマネジメントを通じた福祉サービスの提供や実力の養成等により就業の可能性がある者は優先的に選抜される。

参加者の確定は、自治体が担当しており、自治体は参加者の年齢、教育水準、健康状態、失業期間、労働時間及び実施機関との接近性等を考慮し、参加者を確定するように規定している。委託された参加者は委託時点から2週間以内に実施機関で基礎相談を受ける義務がある。参加が確定された以後、参加者は自然脱落以外にサービス不満足等による中途脱落は原則的に認められていない。

参加者に対しては、密着事例管理及び保健福祉サービス連携、職業訓練等仕事や自活のためのサービス供給、交通費、食費などで1年間一人当たり最大60万ウォンまでが支給される。また、希望リボンプロジェクトの参加による就業などで脱受給する場合には最大2年間、移行給与を特例として認めたり、「希望育ち通帳事業」に連携・支援する。

希望リボンプロジェクトの実施機関は、参加者が経済的に自立できるように基礎相談、働く環境

表11 参加者一人当たりに対する実施機関への予算支援額

単位：万（韓国ウォン）

最大支援金 (基本給+ 成果給)	基本給	自活成果給	経済活動維持成果給					脱受給 成果給
			1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	
430	150	55	25	25	25	25	25	100

出所：リュウキラック（2012）「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02

の整備・改善、勤労能力の開発、就職支援及び事後管理等のサービスを1年間担当・提供する。実施機関は、参加者を委託してから2週以内に対面相談等を通じて参加者の目標及び欲求、そして就職への障害要因等を把握し、参加者個人に適切なサービス提供計画（Individual Service Plan: ISP）を樹立する義務がある。また、実施機関は、就職後の6ヶ月まで定期的に事後管理を行わなければならない。

実施機関に対する支援は、基本給と成果給がある。成果給は、自活成果給（1次成果給で最低賃金以上を支給する事業所に就職して1ヶ月になった場合に支給）、経済活動維持成果給（最低賃金以上を支給する事業所で6ヶ月以上勤めた場合に支給）、脱受給成果給に区分される（表11）。

参加者に対する個別サービスは、ケースマネー

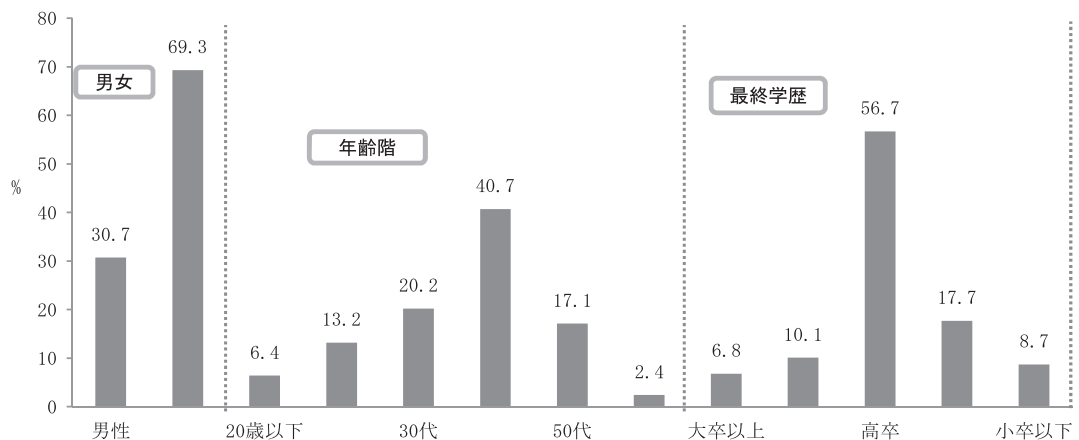
ジメント、勤労意欲増進サービス、勤労環境整備や改善を支援するための保健福祉サービス（養育、看病、社会適応等）、自活支援のための職業訓練、仕事への連携等が提供されており、その詳細は次の通りである（表12）。

- 基礎相談：対象者が確定されてから、対面相談を通じて対象者の条件や欲求を把握して個人別の活動計画を作成
- 個別就業準備：経済活動への参加欲求が強くなるように、職業意識、職業教育など就業準備教育を実施、地域のネットワークを通じて保育、介護、家事、信用回復等に必要なサービスを連携
- 個別就業斡旋：求人先の発掘、個人別に就業斡旋、面接教育など直接的な支援サービスを提供
- 事後管理：一定期間の間、雇用が安定できるよ

表12 支援過程や内容の一例

1カ月目	3カ月以内	4～5カ月	6カ月以内	7～12カ月
基礎相談	働く環境を助成	働く能力を強化	就職支援	事後管理
個人別計画樹立/サービス計画	社会サービスを連携/計画の評価	社会適応プログラム/就職準備教育/職業訓練/インターンシップ過程	個人別の就職斡旋/面接教育/求人先の斡旋	職業適応相談/勤労維持期間の確認等

出所：リュウキラック（2012）「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02



出所：リュウキラック（2012）「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02

図6 男女・年齢階級・学歴別参加者の割合

うに職業への適応に関する相談、経済自立モニタリング等事後サービスの提供（就業・創業してから6ヶ月間）

(2) 参加者の特性

過去3年間における参加者の特性を見ると、男女別には女性が69.3%（2011年）で男性30.7%を大きく上回った。年齢階級別には40代の割合が40.7%（2011年）で最も高く、その次は30代（20.2%）、50代（17.1%）の順であった。学歴別には高卒者の割合が56.7%で高く、中卒者（17.7%）や短大卒（10.1%）がその次の順であった。また、参加者の92.0%が世帯主であり、平均世帯員数は2.86人であった。

プロジェクト参加者を保護類型別にみると、一般受給者²¹⁾の割合は2009年の19.9%から2011年には41.4%まで増加していることに比べて、条件付き受給者²²⁾の割合は56.9%から37.4%に減少した。一方、次上位階層の割合は2009年の22.7%から2011年には20.1%に少し減少した。

参加類型別（2011年）には第2類型（勤労与件不足）が31.3%で最も高い割合を占めており、その次が、第1類型（勤労働機不足、29.6%）、第3類型（勤労能力不足、27.9%）、第4類型（支持体

系不足、10.1%）の順であった。また、自発的参加者の割合は2009年の79.1%から2011年には89.7%まで上昇した。

(3) 事業の主な成果

プロジェクト参加者のうち、就業及び創業に成功した者の割合は、2009年の44.9%から、2010年には57.7%に、そして2011年には62.4%に毎年上昇している。就業者のうち、最低賃金以上を支給している事業所に就職した者の割合は、2009年の37.8%から、2010年には53.1%、そして2011年には56.5%まで上昇した。

1次成果給達成者（最低賃金以上の給料をもらうと同時に30日以上就業や創業を維持した者）の割合は2009年の34.3%から2010年には48.4%、そして2011年には51.0%に持続的に増加している。2次成果給達成者（最低賃金以上の給料をもらうと同時に6ヶ月以上の就業や創業を維持した者）の割合は2009年の27.9%から2010年には38.5%まで増加したが、2011年には31.4%に減少した。また、脱受給者の割合は2009年の9.0%から2010年には18.1%まで増加したが、2011年には5.0%まで減少した（表13）。

受給類型別の就業及び創業者の割合は、自活特

表13 希望リボンプロジェクトの成果

単位：人数、%

区分	2009	2010	2011
就業及び創業者	898 (44.9)	1,880 (57.7)	2,782 (62.4)
最低賃金以上の就業及び創業者	757 (37.8)	1,730 (53.1)	2,472 (56.5)
1次成果給達成者（最低賃金以上の給料をもらうと同時に30日以上就業や創業を維持した者）	686 (34.3)	1,578 (48.4)	2,230 (51.0)
2次成果給達成者（最低賃金以上の給料をもらうと同時に6ヶ月以上の就業や創業を維持した者）	558 (27.9)	1,254 (38.5)	1,372 (31.4)
脱受給者	181 (9.0)	592 (18.1)	220 (5.0)
合計	2,000 (100.0)	3,261 (100.0)	4,376 (100.0)

注：最低賃金の判定基準

- 2009年度：週40時間基準：836,000ウォン（時給4,000ウォン）適用
- 2010年度：週40時間基準：858,990ウォン（時給4,110ウォン）適用
- 2011年度：週40時間基準：902,880ウォン（時給4,320ウォン）適用

出所：リュウキラック（2012）「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02

例受給者の割合が71.4%で最も高く、次に条件付き受給者（67.3%）、次上位階層受給者（65.5%）、一般受給者（60.3%）であることが明らかになった。

参加者の就業までの期間は2009年の129.23日から2010年には140.94日に、2011年には146.22日に増加した。就業が決まった業種は製造業が621人（22.8%）で最も多く、その次が卸・小売業が401人（14.7%）、事業施設管理及び事業支援サービス業338人（12.4%）の順であった。就業及び創業に成功した参加者の雇用形態（2011年）を見ると、正規職（32.6%）より非正規職の割合（67.4%）が高く、特に非正規職（常用職）の割合が32.6%で最も高い割合を占めた。正規職の割合は、2009年の27.8%から2010年には25.2%に低下したが、2011年には32.6%に上昇しており、雇用の質的側面が多少改善されているという点から肯定的な評価が出ている（表14）。就業及び創業に成功した

参加者の賃金水準は、2009年には100万ウォン以下が66.3%で最も多かったが、その後徐々に低下し2011年には100～200万ウォン未満をもらっている者の割合が51.1%で最も高い割合を占めた（表15）。

雇用労働部が担当している就業成功パッケージや保健福祉部が担当している希望リボンプロジェクトは、低所得の就業弱者層の就業や創業への支援を通じて経済的自立を目指している点では類似であるが、事業の性格や対象、実施主体においては多少異なる点がある。詳細は表16を参考にしてほしい。

3. その他の支援制度

(1) 青年職場体験プログラム

青年職場体験プログラムは、15歳以上29歳以下の大学及び高校の在学生²³⁾が職場体験を通じて

表14 雇用形態別就業及び創業に成功した参加者数と割合
単位：人数、%

区分	2009	2010	2011
非正規職（常用職）	398 (45.5)	1,108 (59.9)	1,556 (58.0)
非正規職（日雇職）	63 (7.2)	123 (6.7)	121 (4.5)
非正規職（臨時職）	170 (19.5)	152 (8.2)	133 (5.0)
正規職	243 (27.8)	466 (25.2)	875 (32.6)
合計	874 (100.0)	1,849 (100.0)	2,685 (100.0)

表15 賃金水準別就業及び創業に成功した参加者数と割合
単位：人数、%

区分	2009	2010	2011
100万ウォン未満	595 (66.3)	1,039 (55.3)	1,317 (48.3)
100～200万ウォン未満	289 (32.2)	829 (44.1)	1,395 (51.1)
200万ウォン以上	14 (1.6)	12 (0.6)	16 (0.6)
合計	898 (100.0)	1,880 (100.0)	2,728 (100.0)

注：2009年の平均賃金は113万5,169ウォン
2010年の平均賃金は107万6,169ウォン
2011年の平均賃金は107万6,378ウォン

出所：リュウキラック（2012）「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02

表16 就業成功パッケージと希望リボンプロジェクトの比較

項目	就業成功パッケージ	希望リボンプロジェクト
担当	雇用労働部/雇用センター	保健福祉部/自治体
実施年度	2009年	2009年
参加対象	低所得の就業弱者層（長期失業者、青年失業者、高齢者、一人親家庭、障害者、ホームレス、建設現場の日雇職、結婚による移民者、危機青少年等）	低所得の就業弱者層（対象は就業成功パッケージと類似しているが、国民基礎生活保障制度の受給者の割合が高い）
実施機関	公的機関と民間企業が共同で担当、81カ所の PES と政府から委託を受けた245カ所の民間企業（2011年基準）	民間企業だけが担当、広域単位の自活事業実施機関及び民間企業

出所：リュウキラック（2012）「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02

多様な職業を探索したり、現場経験に対する欲求を充足させることにより進路選択の機会を提供するための研修プログラムである。

本プログラムの研修期間は、公的機関及び教育機関は1ヶ月以上2ヶ月以下、社会团体（非営利団体）及び民間企業は1ヶ月から4ヶ月になっている。研修手当は、交通費や昼食費等を含めて月40万ウォン以下であり、研修修了者には「研修認定書」が発給され、就業時に経歴として活用することが可能である。また、大学に在学しながら青年職場体験プログラムに参加した者は研修学点を取得することもできる。

研修プログラムへの参加を希望する者は、雇用労働部が運営するインターネット求人・休職サイト「ワークネット」に会員登録してから研修登録と研修申請をすると、運用機関から選抜されるまで研修する機関を斡旋してくれる。選抜の通知もらった者は研修約定を締結してから当該機関に行って研修を受けることになっている。

研修プログラムへ参加できる機関は、①国家機関及び地方公共団体等の行政機関、公企業及び準政府機関、②雇用保険に加入した被保険者5人以上の事業所で企業、研究所、社会团体等、③国公立幼稚園、小中高校（教職員数5人以上）、大学等である。

青年職場体験プログラムに参加している研修生に対する満足度調査²⁴⁾によると、男性の満足度が86.3%で女性の78.4%より高いという結果となった。一方、「満足していない」と答えた研修生を対象とした不満足の原因に対する分析の結果、「単純業務ばかりさせるから」が50.0%で最も高い理由であり、次に「勤務条件及び作業環境が良くないから（20.0%）」、「仕事が適性に合わないから（13.3%）」の順であった。

(2) 深層相談専担制

「深層相談専担制」は、求職者が相談員から5分

程度相談を受ける既存の失業相談とは異なり、別途に設けられた相談室で30分から1時間程度相談を受ける制度で、求職者の就業意欲、能力診断、就業目標の設定及び個人別就業活動計画の樹立をサポートするなどセンターの就業支援サービスを体系的に提供することにより就業に繋ぐプログラムであり、ある程度効果があったと評価されている。

(3) ネイルベウムカード制(職業能力開発口座制)

ネイルベウムカード制とは、政府が職業訓練を望む求職者に一定の金額を支援して、その範囲内で自己主導的に職業能力開発訓練に参加できるようにして、訓練履歴などを個人別に統合・管理する制度である。参加する訓練費の一部が支給され、上限額は200万ウォンである。また、一定基準を満たしている訓練対象者には一定金額の訓練奨励金が支給される。

→1日訓練時間が5時間未満である場合：

1日基準額2,500ウォン（最大5万ウォン）

→1日訓練時間が5時間以上である場合：

1日基準額5,800ウォン（最大11.6万ウォン）

(4) HRD-Net

HRD-Netは、雇用労働部と韓国雇用情報院で運営する職業能力開発訓練情報網である。ホームページでは在職労働者および失業者のための「職業訓練課程」と求職者が職業能力開発訓練時に一定金額の支援を受けることができる「ネイルベウムカード制」などを紹介する。但し、「就業成功パッケージ事業」への参加者がネイルベウムカード制による職業訓練を受けた場合には訓練費用の全額を支援する。

(5) ワークネット

ワークネットは、採用情報、人材情報など就業関連情報と就業相談、就業資料など多様な就業支

援サービスを求人企業および求職者に速かに提供するために構築された就業ポータルサイトである。その他にも円滑な国家人材需給のために、ワークネットと関連した需要者特性別（青少年、高齢者、アルバイト、女性）情報サイトを構築し、関連情報を総合的に提供している（<http://work.go.kr/>）。

(6) 希望キウム²⁵⁾ 通帳

希望キウム通帳は、所得が最低生活費の60%以下である基礎生活保障の受給者世帯が3年以内に基礎生活保障の受給者から脱却した場合、本人の貯蓄額に政府支援金と民間の支援金を加えて支給し、低所得層の資産形成を支援する制度である。参加者が月10万ウォンを3年間貯蓄し、基礎生活保障の受給者から脱却すると、最大2,400万ウォンが支給される。

(7) ネイルキウム通帳

ネイルキウム通帳は、自活支援事業へ参加する低所得層が自立できるように資産形成を支援する事業である。加入対象は政府の自活勤労事業団に3ヶ月以上参加した低所得層であり、参加者は、月5万ウォンあるいは10万ウォンのうち一つを選択し貯蓄すると政府が個人の貯蓄額の100%あるいは50%を支援し、さらに自活支援センターが追加的に平均8万ウォンを支援する。例えば、市場進入型の自活支援事業の参加者が月10万円ずつ3年間貯蓄すると元金（360万ウォン）の3.6倍に該当する1,300万ウォンが支給される。但し、政府支援金と地域自活センターの支援金をもらうためには3年以内に政府の自活事業から離れて一般の職場に就職するか創業することが条件になっている。

V 結論

本稿では韓国における労働市場の現状と雇用安

全網の一つである雇用保険制度や求職給付の概要、そして最近における失業者支援制度について論じた。

韓国の雇用保険制度は今年で導入から18年目を迎えているが、まだ加入率や受給率が低く、雇用安全網として十分な役割をしていないという問題を抱えており、今後加入率や受給率を引き上げることが一つの課題として残されている。また、最近韓国では雇用のセーフティネットを広げるために失業給付の受給資格がない者のための「韓国型失業扶助制度」の導入が議論されている。「韓国型失業扶助制度」は、基礎生活保障の対象でもなく、失業給付が受給できない青年失業者や長期失業者、そして退職した高齢者等の勤労貧困層に職業訓練の機会や生活を支援する制度である。本文で紹介した就業成功パッケージや希望リボンプロジェクトなどと繋げて実施することも検討されている。また、研究者の間では就業成功パッケージや希望リボンプロジェクト事業を統合して一つの政策として実施することが効率的であるという意見もあり、統合を含めた制度の改正も議論中である。

2013年2月に誕生した朴槿恵政権の最大の国政課題の一つは雇用創出であり、その雇用政策は「ヌルジオ」政策に要約される。ヌルジオとは、新しい雇用を「増やし」、既存の雇用を「守り」、雇用の質を「高める」という意味の韓国語の頭文字からとったものである。その影響を受けたのか、韓国の雇用労働部は、3月29日に毎年47万6千の雇用を作り、朴槿恵政権5年間で238万の雇用を創出し、雇用率をOECD平均の70%まで引き上げるという計画を発表した。また、4月30日には定年延長法の改正案が国会で成立され、300人以上の事業所の場合は2016年から、300人未満の事業所は2017年から60歳定年が義務化されることになった。つまり、新しい雇用を増やすことや既存の雇用を守ることに対する計画図が作成されたといえるだろ

う。問題はどのような方法で雇用の量を増やし、またどのような方法で雇用の質を改善するかである。今後、朴槿恵政権がどのような雇用関連政策や失業者支援政策を行うかその動きが注目されるところである²⁶⁾。

注

- 1) 日本の失業給付の基本手当に当たる。
- 2) 2013年3月の日本の労働力率は58.9%（男性70.3%、女性48.2%）
- 3) 実際に求職給付が支給されたのは施行から1年後の1996年7月1日からである。
- 4) 国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険（日本の労災保険に当たる）。
- 5) 中小企業のための無料研修院。
- 6) 「ネイル」には明日と私の仕事という二つの意味がある。
- 7) 「学ぶ」という意味。
- 8) 大企業は最初の60日分は事業主が負担し、残りの30日分が雇用保険から支給される。
- 9) 産前産後休業給付金。
- 10) 30日分の給付上限額は135万ウォン、給付下限額は賃金が最低賃金を下回る場合には最低賃金を支給。
- 11) 30日分の給付上限額は100万ウォン、給付下限額は50万ウォン。
- 12) 失業給付は、非自発的理由により失業した者に限って支給するのが原則であるが、個人にとって特別な事情がある場合には例外的に失業給付を支給する。
- 13) 韓国語では「職業安定機関」。
- 14) 離職した日の直前の3ヶ月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額、韓国語では「給与基礎賃金日額」。
- 15) キムドンホン(2010)「韓国の求職給付の寛大性」『労働政策研究』第10巻第1号pp.69～87。
- 16) 「時間制労働者」は職場で同種業務に従事する通常労働者より所定労働時間の短い労働者である。
- 17) 韓国語では「チャサンウィ階層」。「次上位階層」とは、所得水準が政府が決めた最低生活費を若干上回るため、国民基礎生活保護制度の受給者から排除された潜在貧困層を意味する。韓国政府は、最低生活費から最低生活費の120%までの所得階層を「チャサンウィ階層」と区分し、経済的支援などを実施している。
- 18) 家族あるいは同居人を扶養している女性世帯主
- 19) 就業成功パッケージ事業に参加する直前の180日のうち、30日以上を建設現場の日雇い職として働いた労働者

- 20) FTAが原因で生産量や売上が減少し失職した者
- 21) 一般受給者とは、扶養義務者がいないあるいは扶養義務者がいても扶養能力がなく、扶養が受けられない者で、年齢及び勤労能力の有無に関係なく個別世帯の所得評価額が最低生活費以下で財産基準が受給基準の適合した者である。
- 22) 自活支援事業への参加が条件で生計給付を受給している者。
- 23) 兵役の義務が終わった者は31歳まで可能
- 24) キムウンソック(2013)「青年職場体験プログラム満足度分析」『雇用イシュー』第6巻第1号』調査時期：2012年10月、調査対象：2012年1月から9月の間に青年職場体験プログラムを修了した研修生1,500人
- 25) 「キウム」には育てるという意味がある。
- 26) 本稿では紙面の制限もあり、勤労奨励税制に対する説明は省略した。韓国における勤労奨励税制の詳細は、金 明中(2011)「韓国における勤労奨励税制(EITC)の現況」『ニッセイ基礎研REPORT』2011年11月号を参照すること。

参考文献

- 韓神大学校産学協力団(2012)「就業成功パッケージ成果分析及び改善案」2012年12月15日
- 韓国雇用情報院(2012)「雇用動向ブリーフ」2012年9月
- (2013)「雇用動向ブリーフ」2013年3月号
- キムウンソック(2013)「青年職場体験プログラム満足度分析」『雇用イシュー』第6巻第1号』
- キムドンホン(2010)「韓国の求職給付の寛大性」『労働政策研究』第10巻第1号pp.69～87
- Kim, M., and Sakai, T., (2012), “Trends in Receipt of Unemployment Insurance Benefit in Japan and Korea”, mimeo
- Kim Myoung Jung (2010) “Employment insurance system in Korea and recent revision” PECC International Workshop on Social Resilience Project
- 金 明中(2011)「韓国における勤労奨励税制(EITC)の現況」『ニッセイ基礎研REPORT』2011年11月号 pp.28～41
- (2012)「韓国の失業率は本当に低いのか？－非労働力人口の割合などが高いのが原因－」『ニッセイ基礎研REPORT』2012年2月号pp.2～3
- (2012)「大学進学率は高ければ良い訳ではない－日韓の進学率や就業率の比較を通じて」研究員の眼、2012年8月13日
- (2013)「女性大統領の誕生は女性の雇用拡大や地位向上につながるのか！」研究員の眼、2013

年1月28日

———— (2013)「韓国における積極的雇用改善措置制度の効果－女性の雇用改善や地位向上に与えた影響－」研究員の眼、2013年2月14日

雇用労働部 (2012)『2011雇用保険統計年報』

———— (2012)『2012年版雇用保険白書』

バクジンヒ、その他 (2013)「2012年雇用動向の特徴と2013年雇用見通し」『雇用イシュー』第6巻第1号

ユギョンジュン (2013)「雇用安全網死角地帯の現況

と政策方向－制度的死角地帯を中心に」KDIFocus
2013年2月20日

リュウキラック (2012)「就業成功パッケージ希望リボンプロジェクト統合・調整のための運営成果評価及び改善方案」経済・人文社会研究会ヒューマンニューデイル総合研究叢書12-03-02

(キム・ミョンジュン ニッセイ基礎研究所)